

原告ら代理人

証人宮本専務からは陳述書として甲71号証が提出されておりますので、その内容を前提に質問をいたします。最初に職歴の確認ですけれども、1969年に当時の読売新聞社に入社され、その後米国勤務の5年間を除くと一貫して販売局の仕事をされていたと、こういうことですね。

はい。

勤務の場所としては、東京とか、東日本とかで言うと、大体どういったところになりますでしょうか。

東京本社管内ということで、静岡以東、以北、10年前から名古屋が加わってきましたけれども名古屋以北、以東と言えば間違いないと思います。

証人は現在読売新聞東京本社の専務取締役の地位にありますけれども、証人御自身が直接に体験したこととか、あるいは直接に知っていることといたしますと、東京本社、その管内のことということになりますか。

はい。

この裁判では、読売新聞の押し紙が全国的に見ると30パーセントから40パーセントあるんだという週刊新潮の記事が問題になっております。この点は陳述書でも書いていただいていることですが、大切なことですのでもう1度お尋ねいたしますけれども、読売新聞社にとって不要な新聞を販売店に強要するという意味での押し紙政策があるのかどうか、この点について裁判所に御説明ください。

読売新聞の販売局、あと読売新聞社として押し紙をしたことは1回も
ございません。

それは、昔からそういう状況が続いているというふうにお聞きしてよろしいですか。

はい。

新聞の注文の仕方について改めて確認をさせていただきますけれども、販売店が自分のお店に何部配達してほしいのか、搬入してほしいのかということを読売新聞社に注文するわけですね。

はい。

これは注文する部数、定数というそうですけれども、大体毎月何日に行われるのでしょうか。

基本的には毎月4日を定数日と申しまして、土日が重なったりしますと5日、6日になることもあります。4日というふうに原則はなっております。

それは東京本社管内で言いますと業務報告書というものに定数欄があって、その定数欄に販売店が自分の注文する部数を記入するということでしょうか。

はい、そうです。

この業務報告書、これ自体当然書面なわけですがけれども、この書面の内容はどのようなやり方で読売新聞社に届けられる、あるいは内容が告知されるということになるのでしょうか。

1か月の定数、要するに販売店が払わなければならない新聞代が決まるわけですから、ファックスか、今はパソコンを使ってはっきりした数字でやるようにしております。

確認ですが、業務報告書に記載される定数は、こういう数字は、だれが記入するのでしょうか。

所長さんが記入します。

これも所長さんの専権ということですよ。

はい、そうです。

被告のほうの御主張ですと、ある販売店がある月の定数が何部であるかということは後になるとよく分からなくなるから、押し紙だということが後で立証しにくくなるんだと、こういうような御主張もあるんですけれども、ファ